

へき地の医療機関への看護職員等の派遣及び 福祉・介護施設における看護師の日雇派遣について

へき地の医療機関への看護職員等の派遣について【地方分権改革の取組事項】

令和元年地方分権改革に関する提案募集に対する地方からの提案

1. 提案事項 ※提案団体：徳島県、高知県、熊本県、大分県、鳥取県、島根県、滋賀県、和歌山県、福島県 等

へき地における看護職員等医療従事者の派遣が可能となる労働者派遣法の規制緩和

2. 具体的な支障事例

へき地の病院においては、医師だけでなく、看護職員をはじめとする深刻な医療従事者の不足に悩まされており、救急患者の受入れを一部中止する病院もあるなど、地域医療提供体制の変更を迫られている。

3. 求める措置の具体的な内容

医師について認められているへき地等の医療機関への派遣について、看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師についても認め、へき地の医療機関への医療従事者の派遣が可能となるよう労働者派遣法の規制を緩和する。

4. 制度改正による効果

都市部の医療機関からへき地の医療機関への医療従事者の派遣等により、へき地の医療機関の「人員不足の解消」と「医療の質の向上」に寄与する。これにより、へき地医療を地域全体で支えるシステムの構築が図られるとともに、へき地においても住民が安心して生活できる体制につながる。

令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（令和元年12月23日閣議決定）

5 義務付け・枠組みの見直し等

【厚生労働省】

（28）労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭 60 法 88）

看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師及び診療放射線技師が行う医療関係業務への労働者派遣については、関係団体から意見を聴きつつ、へき地の医療機関への派遣を可能とする方向で検討する。その上で、労働政策審議会での議論の結果を踏まえ、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

対応方針（案）

- 医療関連業務については、病院等が派遣労働者となる医療資格者を特定できないことによってチーム医療に対する支障が生じるとの懸念があることから、原則として労働者派遣が禁止されている。
- 一方で、医師については、地域によっては、医師の確保が困難となっており、医師確保のための選択肢の一つとして労働者派遣を認める必要性が高いこと等から、平成18年より、へき地の医療機関への派遣については、例外的に労働者派遣が認められている。
- 地方分権改革に関する地方からの提案を踏まえ、看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師（以下「看護師等」という。）についても、チーム医療への支障を回避しつつ、へき地における看護師等の確保を図る観点から、へき地における医師の労働者派遣の枠組みと同様の以下のような枠組みにより、へき地の医療機関への看護師等の派遣を可能としてはどうか。

（1）労働者派遣を行うことが可能なへき地の範囲

- ✓ 労働者派遣を可能とする「へき地」の範囲については、以下のいずれかの地域をその区域内に含む市町村とする。
 - ・ 離島振興法の規定により離島振興対策実施地域として指定された「離島の区域」
 - ・ 奄美群島振興開発特別措置法に規定する「奄美群島の区域」
 - ・ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に規定する「辺地」
 - ・ 山村振興法の規定により指定された「振興山村の地域」
 - ・ 小笠原諸島振興開発特別措置法に規定する「小笠原諸島の地域」
 - ・ 過疎地域自立促進特別措置法に規定する「過疎地域」
 - ・ 沖縄振興特別措置法に規定する「離島の地域」

（2）事前研修

- ✓ へき地の医療機関に看護師等の労働者派遣を行うに当たっては、派遣元は、へき地においては対応すべき医療ニーズが広範にわたり得るという特性に鑑み、へき地の医療機関において業務を円滑に行うために必要な研修（以下「事前研修」という。）を受けた看護師等を派遣することとする。

※ 事前研修については、実施主体、内容等について検討の上、一般的に受講すべきものを示す予定。ただし、派遣先となる病院等の意向を十分に確認した上で、派遣される看護師等の個人的な属性（へき地勤務経験等）や労働者派遣契約の内容（勤務場所、期間、業務内容）等に応じた取扱いをしても差し支えないこととする予定。

（3）派遣先での教育訓練

- ✓ 派遣労働者である看護師等を受け入れる医療機関は、受入後であっても、地域における医療事情に、より即応した内容・形態の研修を必要に応じて行うなど、へき地において業務が円滑に行われるよう教育訓練の機会に努めることとする。

今後の進め方

- へき地の医療機関への看護師等の派遣を可能とするためには、最終的に労働政策審議会の意見を聴く必要があることから、今後は、労働政策審議会（職業安定分科会労働力需給制度部会）で議論することとし、同部会において、医療部会での検討の結果の報告を行った上で、最終的な結論を得ることとする。（具体的なスケジュールとしては以下を想定）

＜今後の具体的なスケジュール＞

■ 令和2年11月～

労働政策審議会 職業安定分科会 労働力需給制度部会において議論

福祉及び介護施設における看護師の日雇派遣について【規制改革実施計画の取組事項】

令和元年・規制改革実施計画（令和元年6月21日閣議決定）

II 分野別実施事項

4. 保育・雇用分野

(8) 福祉及び介護施設における看護師の日雇派遣に関するニーズの実態調査と公表

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
13	福祉及び介護施設における看護師の日雇派遣に関するニーズの実態調査と公表	看護師、福祉及び介護施設等の事業者、派遣事業関係者に対して、福祉及び介護施設等における看護師の日雇派遣に関するニーズ、派遣労働者として働いている看護師の雇用管理上の課題等の実態調査を行う。	令和元年度上期調査開始、令和元年度内に公表	厚生労働省

令和2年・規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）

II 分野別実施事項

2. 雇用・人づくり分野

(9) 福祉及び介護施設における看護師の日雇派遣に関する検討

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
12	福祉及び介護施設における看護師の日雇派遣に関する検討	厚生労働省は福祉及び介護施設への看護師派遣について、令和元年度の調査結果を踏まえ令和2年に検討を開始する。その上で労働政策審議会での議論を行い、速やかに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	令和2年検討開始、速やかに結論・措置	厚生労働省

対応方針（案）

- 福祉・介護施設においては、緊密な連携が必要な高度なチーム医療は一般的に行われないことから、看護師が行う業務について労働者派遣事業を行うことは一部のサービスを除き可能とされている一方で、日雇派遣は禁止されている（※）。
※ 日雇派遣については、必要な雇用管理がなされず、派遣労働者の保護に欠ける等の問題が指摘されていたことから、派遣労働者保護の観点から、原則禁止されている。
- こうした状況の下、離職中の看護師の中には多様化するライフスタイル等に合わせて日雇派遣で働くことを求める声もあり、令和元年・規制改革実施計画に基づき、福祉・介護施設における看護師の日雇派遣に関するニーズ等の実態調査を実施した結果、日雇派遣に対する一定のニーズがあることが確認された。（実態調査の詳細については、参考資料2を参照。）
- 調査結果を踏まえ、令和2年・規制改革実施計画に基づき、派遣元と派遣先である福祉・介護施設において日雇派遣の看護師の適切な雇用管理が確保されるか等の観点から、福祉・介護施設への看護師の日雇派遣の可否について検討を進める必要がある。
- 業務内容の観点からは、看護師が行う業務について労働者派遣事業を行うことが可能とされている福祉・介護施設において、看護師が行う業務は入所者の日常的な健康管理業務が中心であり、派遣労働者である看護師を特定できないことに伴う業務上の支障が少ないものと考えられることから労働者派遣事業を行うことが可能とされており、日雇派遣の場合についても、日常的な健康管理業務にはこの考え方は基本的に当てはまるものと考えられる。

今後の進め方

- 上記のとおり、検討が必要な事項は主に派遣元と派遣先である福祉・介護施設における雇用管理等の観点であり、また、福祉・介護施設における看護師の日雇派遣を可能とするためには、最終的に労働政策審議会の意見を聴く必要があることから、具体的な検討は、労働政策審議会（職業安定分科会労働力需給制度部会）で進めることとし、同部会において、医療部会での検討の結果の報告や関係団体のヒアリング等を行った上で、最終的な結論を得る。（具体的なスケジュールとしては以下を想定）

<今後の具体的なスケジュール>

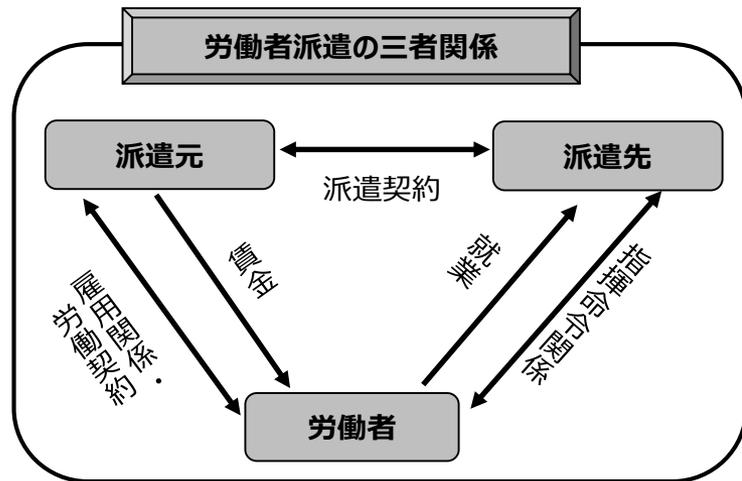
■ 令和2年11月～

労働政策審議会 職業安定分科会 労働力需給制度部会において議論

參考資料

労働者派遣制度の概要

- 労働者派遣とは、「自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させること」（下図参照）をいい、派遣禁止業務や、派遣期間の制限等の規制が設けられている。



1. 派遣禁止業務

- ①港湾運送業務、②建設業務、③警備業務、④病院等における医療関連業務（※）
- ※）紹介予定派遣の場合、産前産後休業、育児休業、介護休業等を取得する労働者の業務の場合等については行うことが可能。

2. 派遣期間の制限

個人単位	派遣先の同一の組織単位（課に相当）における同一の派遣労働者の継続的な受入れは3年を上限とする。
事業所単位	派遣先の同一の事業所における派遣労働者の継続的な受入れは3年を上限とする。それを超えて受け入れようとするときは過半数労働組合等からの意見聴取が必要。意見があった場合には対応方針等の説明が必要。

3. 許可制

すべての労働者派遣事業について、許可が必要。

- ※）労働者派遣事業の許可は、事業主単位（新たな事業所の設置は届出で可）。許可の有効期間は、新規3年、更新5年。

参考）基本データ

- 派遣労働者数 157万人（令和元年6月1日時点） 出典：厚生労働省「労働者派遣事業報告（6月1日現在の状況）」
- 派遣“元”事業所数 44,802所（令和2年3月末時点） 出典：厚生労働省需給調整事業課調
- 派遣“先”事業所数 689,720所（平成30年度） 【出典】労働者派遣事業報告

労働者派遣事業が禁止されている医療関係業務

<労働者派遣事業が禁止されている医療関係業務>

労働者	業務内容	業務が行われる場所				
		病院・診療所	助産所	介護医療院	介護老人保健施設	医療を受ける者の居宅
医師	医業	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止
歯科医師	歯科医業	禁止	－	禁止	禁止	禁止
薬剤師	調剤の業務	禁止	－	禁止	－	－
看護師・准看護師	療養上の世話、診療の補助	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止（※ 2）
保健師	保健指導	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止
助産師	助産・保健指導	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止
栄養士	傷病者の療養のための栄養指導	禁止	－	禁止	禁止	禁止
歯科衛生士	歯科衛生士法 2 条 1 項の業務	禁止	－	禁止	禁止	禁止
診療放射線技師	放射線を人体に照射する業務	禁止	－	禁止	禁止	禁止
歯科技工士	歯科技工の業務	禁止	－	禁止	－	－
その他（※ 1）	診療の補助	禁止	禁止	禁止	禁止	禁止

※ 1）臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士等

※ 2）訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護に係るものを除く。

○ ただし、下記①～③のいずれかに該当する場合は、医療関係業務について労働者派遣事業を行うことが認められている。

① 紹介予定派遣をする場合

② 当該業務が産前産後休業、育児休業、介護休業を取得した労働者の業務である場合

③ 医師の業務であって、当該業務に従事する派遣労働者の就業の場所が以下のいずれかに該当する場合

・ へき地にある場合

・ 地域における医療の確保のためには医業に派遣労働者を従事させる必要があるとして厚生労働省令で定める場所（※）である場合

※）厚生労働省令で定める場所は、次に掲げる場所をいう。

a. 都道府県が地域医療対策協議会の協議を経て派遣労働者を従事させる必要があると認めた病院又は診療所で、厚生労働省令で定めるもの

b. a.の病院等に係る患者の居宅

日雇派遣の原則禁止について

- 派遣元事業主は、以下の場合を除き、日雇労働者（日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者）について労働者派遣を行ってはならない。

<禁止の例外>

- ① 日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務（日雇派遣の例外業務）について派遣する場合
- ② 雇用機会の確保が特に困難な労働者等を派遣する場合（日雇派遣の例外の場合）

① 日雇派遣の例外業務

→以下の業務をいう。

- ソフトウェア開発
- 機械設計
- 事務用機器操作
- 通訳、翻訳、速記
- 秘書
- ファイリング
- 調査
- 財務処理
- 取引文書作成
- デモンストレーション
- 添乗
- 受付・案内
- 研究開発
- 事業の実施体制の企画、立案
- 書籍等の制作・編集
- 広告デザイン
- O A インストラクション
- セールスエンジニアの営業、金融商品の営業

② 日雇派遣の例外の場合

→日雇労働者が以下のいずれかに該当する場合をいう。

- 60歳以上の者
- 雇用保険の適用を受けない学生（いわゆる「昼間学生」）
- 副業として従事する者（生業収入が500万円以上の者に限る。）
- 主たる生計者以外の者（世帯収入が500万円以上の者に限る。）